

人事院公示第7号

人事院は、国家公務員災害補償法（昭和26年法律第191号）第17条の4第2項第2号並びに人事院規則16—0（職員の災害補償）第33条の2第1項及び第2項並びに第33条の11の規定に基づき、平成4年人事院公示第7号の一部改正に関し、次のとおり決定した。

令和6年3月29日

人事院総裁 川本裕子

- 1 次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のよ
うに改める。

改正後		改正前	
別表第1		別表第1	
期間の区分	率（単位%）	期間の区分	率（単位%）
平成2年10月1日から平成3年3月31日まで	<u>127</u>	平成2年10月1日から平成3年3月31日まで	<u>126</u>
平成3年4月1日から平成4年3月31日まで	<u>122</u>	平成3年4月1日から平成4年3月31日まで	<u>121</u>
平成4年4月1日から平成5年3月31日まで	<u>118</u>	平成4年4月1日から平成5年3月31日まで	<u>117</u>

平成5年4月 1日から平成 6年3月31 日まで	<u>114</u>
平成6年4月 1日から平成 7年3月31 日まで	<u>111</u>
平成7年4月 1日から平成 8年3月31 日まで	<u>109</u>
平成8年4月 1日から平成 9年3月31 日まで	<u>107</u>
平成9年4月 1日から平成 10年3月3 1日まで	<u>105</u>
平成10年4 月1日から平 成11年3月 31日まで	<u>103</u>
平成11年4 月1日から平	<u>101</u>

平成5年4月 1日から平成 6年3月31 日まで	<u>113</u>
平成6年4月 1日から平成 7年3月31 日まで	<u>110</u>
平成7年4月 1日から平成 8年3月31 日まで	<u>108</u>
平成8年4月 1日から平成 9年3月31 日まで	<u>106</u>
平成9年4月 1日から平成 10年3月3 1日まで	<u>104</u>
平成10年4 月1日から平 成11年3月 31日まで	<u>102</u>
平成11年4 月1日から平	<u>100</u>

成 1 2 年 3 月 3 1 日 まで	
平成 1 2 年 4 月 1 日 から 平 成 1 3 年 3 月 3 1 日 まで	<u>1 0 0</u>
平成 1 3 年 4 月 1 日 から 平 成 1 4 年 3 月 3 1 日 まで	<u>9 9</u>
平成 1 4 年 4 月 1 日 から 平 成 1 5 年 3 月 3 1 日 まで	<u>9 9</u>
平成 1 5 年 4 月 1 日 から 平 成 1 6 年 3 月 3 1 日 まで	<u>1 0 1</u>
平成 1 6 年 4 月 1 日 から 平 成 1 7 年 3 月 3 1 日 まで	<u>1 0 2</u>
平成 1 7 年 4 月 1 日 から 平 成 1 8 年 3 月 3 1 日 まで	<u>1 0 2</u>

成 1 2 年 3 月 3 1 日 まで	
平成 1 2 年 4 月 1 日 から 平 成 1 3 年 3 月 3 1 日 まで	<u>9 9</u>
平成 1 3 年 4 月 1 日 から 平 成 1 4 年 3 月 3 1 日 まで	<u>9 8</u>
平成 1 4 年 4 月 1 日 から 平 成 1 5 年 3 月 3 1 日 まで	<u>9 8</u>
平成 1 5 年 4 月 1 日 から 平 成 1 6 年 3 月 3 1 日 まで	<u>1 0 0</u>
平成 1 6 年 4 月 1 日 から 平 成 1 7 年 3 月 3 1 日 まで	<u>1 0 1</u>
平成 1 7 年 4 月 1 日 から 平 成 1 8 年 3 月 3 1 日 まで	<u>1 0 1</u>

平成18年4月1日から平成19年3月31日まで	<u>102</u>
平成19年4月1日から平成20年3月31日まで	<u>102</u>
平成20年4月1日から平成21年3月31日まで	<u>102</u>
平成21年4月1日から平成22年3月31日まで	<u>102</u>
平成22年4月1日から平成23年3月31日まで	<u>102</u>
平成23年4月1日から平成24年3月31日まで	<u>102</u>
平成24年4月1日から平	<u>102</u>

平成18年4月1日から平成19年3月31日まで	<u>101</u>
平成19年4月1日から平成20年3月31日まで	<u>101</u>
平成20年4月1日から平成21年3月31日まで	<u>101</u>
平成21年4月1日から平成22年3月31日まで	<u>101</u>
平成22年4月1日から平成23年3月31日まで	<u>101</u>
平成23年4月1日から平成24年3月31日まで	<u>101</u>
平成24年4月1日から平	<u>101</u>

成 2 5 年 3 月 3 1 日 まで	
平成 2 5 年 4 月 1 日 から 平 成 2 6 年 3 月 3 1 日 まで	<u>1 0 2</u>
平成 2 6 年 4 月 1 日 から 平 成 2 7 年 3 月 3 1 日 まで	<u>1 0 2</u>
平成 2 7 年 4 月 1 日 から 平 成 2 8 年 3 月 3 1 日 まで	<u>1 0 2</u>
平成 2 8 年 4 月 1 日 から 平 成 2 9 年 3 月 3 1 日 まで	<u>1 0 2</u>
平成 2 9 年 4 月 1 日 から 平 成 3 0 年 3 月 3 1 日 まで	<u>1 0 2</u>
平成 3 0 年 4 月 1 日 から 平 成 3 1 年 3 月 3 1 日 まで	<u>1 0 1</u>

成 2 5 年 3 月 3 1 日 まで	
平成 2 5 年 4 月 1 日 から 平 成 2 6 年 3 月 3 1 日 まで	<u>1 0 1</u>
平成 2 6 年 4 月 1 日 から 平 成 2 7 年 3 月 3 1 日 まで	<u>1 0 1</u>
平成 2 7 年 4 月 1 日 から 平 成 2 8 年 3 月 3 1 日 まで	<u>1 0 1</u>
平成 2 8 年 4 月 1 日 から 平 成 2 9 年 3 月 3 1 日 まで	<u>1 0 1</u>
平成 2 9 年 4 月 1 日 から 平 成 3 0 年 3 月 3 1 日 まで	<u>1 0 1</u>
平成 3 0 年 4 月 1 日 から 平 成 3 1 年 3 月 3 1 日 まで	<u>1 0 0</u>

平成31年4月1日から令和2年3月31日まで	<u>101</u>
令和2年4月1日から令和3年3月31日まで	<u>101</u>
令和3年4月1日から令和4年3月31日まで	<u>101</u>
令和4年4月1日から令和5年3月31日まで	101
令和5年4月1日から令和6年3月31日まで	101

別表第2

期間の区分	率 (単位%)
平成2年10月1日から平成3年3月31日まで	<u>122</u>

平成31年4月1日から令和2年3月31日まで	<u>100</u>
令和2年4月1日から令和3年3月31日まで	<u>100</u>
令和3年4月1日から令和4年3月31日まで	<u>100</u>
令和4年4月1日から令和5年3月31日まで	100

別表第2

期間の区分	率 (単位%)
平成2年10月1日から平成3年3月31日まで	<u>121</u>

平成 3 年 4 月 1 日から平成 4 年 3 月 3 1 日まで	<u>1 1 8</u>
平成 4 年 4 月 1 日から平成 5 年 3 月 3 1 日まで	<u>1 1 4</u>
平成 5 年 4 月 1 日から平成 6 年 3 月 3 1 日まで	<u>1 1 1</u>
平成 6 年 4 月 1 日から平成 7 年 3 月 3 1 日まで	<u>1 0 9</u>
平成 7 年 4 月 1 日から平成 8 年 3 月 3 1 日まで	<u>1 0 7</u>
平成 8 年 4 月 1 日から平成 9 年 3 月 3 1 日まで	<u>1 0 5</u>
平成 9 年 4 月 1 日から平成	<u>1 0 3</u>

平成 3 年 4 月 1 日から平成 4 年 3 月 3 1 日まで	<u>1 1 7</u>
平成 4 年 4 月 1 日から平成 5 年 3 月 3 1 日まで	<u>1 1 3</u>
平成 5 年 4 月 1 日から平成 6 年 3 月 3 1 日まで	<u>1 1 0</u>
平成 6 年 4 月 1 日から平成 7 年 3 月 3 1 日まで	<u>1 0 8</u>
平成 7 年 4 月 1 日から平成 8 年 3 月 3 1 日まで	<u>1 0 6</u>
平成 8 年 4 月 1 日から平成 9 年 3 月 3 1 日まで	<u>1 0 4</u>
平成 9 年 4 月 1 日から平成	<u>1 0 2</u>

10年3月31日まで	
平成10年4月1日から平成11年3月31日まで	<u>101</u>
平成11年4月1日から平成12年3月31日まで	<u>100</u>
平成12年4月1日から平成13年3月31日まで	<u>99</u>
平成13年4月1日から平成14年3月31日まで	<u>99</u>
平成14年4月1日から平成15年3月31日まで	<u>101</u>
平成15年4月1日から平成16年3月31日まで	<u>102</u>

10年3月31日まで	
平成10年4月1日から平成11年3月31日まで	<u>100</u>
平成11年4月1日から平成12年3月31日まで	<u>99</u>
平成12年4月1日から平成13年3月31日まで	<u>98</u>
平成13年4月1日から平成14年3月31日まで	<u>98</u>
平成14年4月1日から平成15年3月31日まで	<u>100</u>
平成15年4月1日から平成16年3月31日まで	<u>101</u>

平成16年4月1日から平成17年3月31日まで	<u>102</u>
平成17年4月1日から平成18年3月31日まで	<u>102</u>
平成18年4月1日から平成19年3月31日まで	<u>102</u>
平成19年4月1日から平成20年3月31日まで	<u>102</u>
平成20年4月1日から平成21年3月31日まで	<u>102</u>
平成21年4月1日から平成22年3月31日まで	<u>102</u>
平成22年4月1日から平	<u>102</u>

平成16年4月1日から平成17年3月31日まで	<u>101</u>
平成17年4月1日から平成18年3月31日まで	<u>101</u>
平成18年4月1日から平成19年3月31日まで	<u>101</u>
平成19年4月1日から平成20年3月31日まで	<u>101</u>
平成20年4月1日から平成21年3月31日まで	<u>101</u>
平成21年4月1日から平成22年3月31日まで	<u>101</u>
平成22年4月1日から平	<u>101</u>

成 2 3 年 3 月 3 1 日 まで	
平成 2 3 年 4 月 1 日 から 平 成 2 4 年 3 月 3 1 日 まで	<u>1 0 2</u>
平成 2 4 年 4 月 1 日 から 平 成 2 5 年 3 月 3 1 日 まで	<u>1 0 2</u>
平成 2 5 年 4 月 1 日 から 平 成 2 6 年 3 月 3 1 日 まで	<u>1 0 2</u>
平成 2 6 年 4 月 1 日 から 平 成 2 7 年 3 月 3 1 日 まで	<u>1 0 2</u>
平成 2 7 年 4 月 1 日 から 平 成 2 8 年 3 月 3 1 日 まで	<u>1 0 2</u>
平成 2 8 年 4 月 1 日 から 平 成 2 9 年 3 月 3 1 日 まで	<u>1 0 2</u>

成 2 3 年 3 月 3 1 日 まで	
平成 2 3 年 4 月 1 日 から 平 成 2 4 年 3 月 3 1 日 まで	<u>1 0 1</u>
平成 2 4 年 4 月 1 日 から 平 成 2 5 年 3 月 3 1 日 まで	<u>1 0 1</u>
平成 2 5 年 4 月 1 日 から 平 成 2 6 年 3 月 3 1 日 まで	<u>1 0 1</u>
平成 2 6 年 4 月 1 日 から 平 成 2 7 年 3 月 3 1 日 まで	<u>1 0 1</u>
平成 2 7 年 4 月 1 日 から 平 成 2 8 年 3 月 3 1 日 まで	<u>1 0 1</u>
平成 2 8 年 4 月 1 日 から 平 成 2 9 年 3 月 3 1 日 まで	<u>1 0 1</u>

平成29年4月1日から平成30年3月31日まで	<u>101</u>
平成30年4月1日から平成31年3月31日まで	<u>101</u>
平成31年4月1日から令和2年3月31日まで	<u>101</u>
令和2年4月1日から令和3年3月31日まで	<u>101</u>
令和3年4月1日から令和4年3月31日まで	<u>101</u>
令和4年4月1日から令和5年3月31日まで	101
令和5年4月1日から令和	100

平成29年4月1日から平成30年3月31日まで	<u>100</u>
平成30年4月1日から平成31年3月31日まで	<u>100</u>
平成31年4月1日から令和2年3月31日まで	<u>100</u>
令和2年4月1日から令和3年3月31日まで	<u>100</u>
令和3年4月1日から令和4年3月31日まで	<u>100</u>
令和4年4月1日から令和5年3月31日まで	100
令和5年4月1日から令和	100

6年3月31日 まで	

2 この決定による改正は、令和6年4月1日から効力を発生する。